

町 長	副町長	課 長	主 幹	担当スタッフ	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・打合せ ・協 議	文書番号	482 =304=
		決裁期日	平成 29 年 11 月 8 日
名 称	第 11 回 入札参加者指名選考委員会		
日 時	平成 29 年 11 月 7 日 (火) 9 時 30 分から 10 時 20 分		
場 所	役場 3 階第 3 会議室		
出席者	委員長：副町長 委 員：総務課長、企画商工観光課長、建設水道課長、会計課長 担当課：建設水道課長、教育振興課社会教育班主幹、(農業振興課) 事務局：財政管理班主査		
内 容	◎協議事項 1 指名業者の選考について (1) 教育振興課 《委託》 ①社会教育総合センターアリーナ床清掃ワックス塗布業務 (2) 農業振興課 《委託》 ②東中地区換地現況図作成等業務 (3) 建設水道課 《工事》 ③東 2 線南道路改良舗装工事 以上、担当課より説明、決定。 ①及び②は 11 月 8 日通知 11 月 22 日執行。 ③は 11 月 7 日通知 11 月 14 日執行。河川協議の結果発注時期が遅くなったため良好な施工を図るため工事期間を短縮 (5 日間) する。 2 その他 ・ 予定価格の公表について 現在、町においては予定価格の公表 (事前・事後) を行っていないが、事後公表については大多数の自治体で行っており、公表することのデメリットはほとんど考えられないため、特殊な事情を除いては入札執行後事後公表を行っていくよう取り進める。(平成 30 年度から)		

内 容	<ul style="list-style-type: none">・前払金について 平成 29 年度から前払金要件を緩和しているが、国や道では中間前払制度の導入を推進しており、多くの自治体で導入が進んでいる。業者の健全育成のためにも、導入に向け取り進める（平成 30 年度から）・入札の方法について 入札適正化法の平成 26 年 6 月公布（平成 27 年 4 月 1 日施行）により公共工事の入札に係る申し込みの際にその金額に係らず入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされている。適正な執行と不正防止等から業界関係者と協議し導入に向け検討する。（平成 30 年度から） <p>次回開催：11 月 22 日（水） 10:00～ ※調整交付金事業の決定通知により変更の場合あり</p>
-----	---